

作し、人間を外側から規制する政策が発展した割に、個人そのものへの接近法には目立った進歩はなかったと見る。しかし二十世紀の後半に入ると、ヨーロッパと米国の社会的・文化的差異は、短縮されてきた。米国は、社会事業の技術中心主義に自己反省をを始め、社会事業の政策面をより強調する傾向を示し出した。一方、ヨーロッパ諸国の方では、社会変動の挑戦をうけとめうる個人の強化、改造の必要性にめざめ、社会事業のケースワーク的接近法に、以前にましての関心を示しはじめた。国際連合に対して、ヨーロッパ諸国が競って、アメリカやカナダから社会事業教育のリーダー招へいの要請を出したことはこの傾向を裏書きするものである（一五六～一六六頁）。

世界は今や、社会事業の個人偏重主義でも、反対に、社会体制偏重主義でも通らない。彼が置かれている社会環境の中に存在する個人（一五九頁）として社会科学と人間科学との接点に人間を把握する。それに働きかける現代のワーカー、それには社会事業の実践と科学とを裏づける思想と、科学性と、人間性との回復が真剣に計られなければならない時代への挑戦に答えられない、とするのが同博士の論稿の根底にある思潮といえよう。

自国、英国の社会事業の将来を見つめながらも、同博士はけっして国際的視野を失ってはいない。又社会事業は、その国の文化的背景の相違によって各々異った成長と発展をとげるが、その結果に対して一人よがりの批判や偏見をもって臨むものでもない。同博士の社会事業観の中にあつては、社会事

業の政策と技術との必要性は、同じ次元で競合される二者択一の敵対物ではない。政策という骨格が技術によって完成される総体なのである。

この英国出身のソーシアルワークの世界的な指導者が何を説き、いかなる姿勢をもって社会事業を見ていくかを知る上で、又、具体的なソーシアルワークの知識の伝達を超えた社会事業思潮を提示している上で、この本は多くのワーカー、学徒、教育者たちの疑問に答えうる著作であると信じる。

書名 Social Work and Social Change
著者 Eileen Youngusband, Ph. D.
出版社 George Allen & Unwin Ltd.
出版期 第二版、一九六六年
頁数 一六六頁

向山 耶幸

真田 是著

『社会保障—その政治と経済—』

昭和三年の国民健康保険法、三四年の国民年金法の成立をもつて、一応わが国の社会保障制度は形式的に国民皆保険の姿をとることとなった。それ以後、社会保障に関する著書および論文が次々と出版されて来ている。しかし、それらの多くは、わが国を含めて各国の社会保障制度の紹介を中心とするいわゆる制度論であつて、社会保障の本質にかかわる問題を取り上げているものは少ない。こうした社会

保障研究の動向のなかで、本書は、社会保障成立の根拠、資本主義社会で社会保障が果たす役割、それが労働者または国民に対してもつ意味は何か、社会保障斗争の意義について論じている。著者は、現在立命館大学産業社会学部教授で、本書以前の著作として「現代社会学と社会問題」、また編著として「現代日本の社会問題」がある。社会学の立場から強烈な現代への、また、日本の社会問題克服への実践的な問題意識をもつておられる。

以下、本書の構成と内容をみよう。

第一章 社会政策論

第一節 社会政策と経済法則

第二節 社会政策と政治

第三節 政治と経済

第二章 社会保障の社会理論

第一節 社会保障の成立

第二節 資本主義国家の社会問題対策

第三節 社会保障の型(1)

第四節 社会保障の型(2)

第三章 社会保障の対象と方法

第一節 「貧民」「労働者」「国民」

第二節 「事故」と「権利」

第三節 「統合化」について

第四節 「体系化」について

第五節 再分配について

結 章

第一節 社会保障斗争

第二節 社会保障の諸制度をめぐる闘い

著者は、社会保障には三つの側面があるといわれる。(1)それぞれの具体的制度が労働者階級および労働階層の経済状態を改善する上でどれほどの有効性をもっているか。(2)制度としての自足的な維持・再生産がつけられるために制度としての自立性・合理性はどうか。(3)社会保障を人民の権利の問題としてとらえる。ここでいう権利とは社会の諸階級間の力関係の反映したものである。人民の権利の基準からその優点・欠点を判定する。本書は(1)および(2)の社会保障論の克服を願ったささやかな試みであると。

そして著者は、社会保障研究とは、制度の実状とその国民生活との関連だけを実態的に研究すれば足りるといった容易なものではない。むしろそれは、政治の、経済の深部の胎動に由来するものであり、現実の社会保障制度と国民生活との関係も、この角度から総合的にみなければならぬ。いま緊急な、労働者、農民、都市勤労階層の生活擁護の課題は、社会保障制度の表面的な機能をみるにとどまってはならない重大な時期に来ているとのべている。このような点から、わたくしは本書を読むにあたって、社会保障制度の構造——成立の基盤・社会保険と公的扶助の関係——および資本主義社会の発展・崩壊と社会保障、したがってまた崩壊に対する社会保障斗争の役割——改良主義の問題——に関する考え方に着目しながら読んでいった。章別に要約していこう。

第一章では、戦後の社会政策論争をおして社会政策における経済(社会政策と経済法則の関係)と

は何か、政治とは何か、そして両者はどのように関連しあっているかをみている。まず大河内理論についてふれ、大河内氏は、社会政策は社会的総資本が労働力の保全を目的としてなす政策であるとし、一般にこの論は、社会政策の経済理論を確立したといわれているけれども、著者はむしろ、その意義は社会政策における「政策主体」の範疇の成立にあつたとしている。つぎに、大河内理論の批判者たちとして四人の論者をあげる。まず第一に、社会政策を分配政策と規定し、労働運動に強制され、この階級対立を緩和する政策であるとする森耕二郎氏、第二に、風早八十二氏をあげる。氏の論は社会政策を以って分配政策(政治的側面)と生産政策(経済的側面)とを両面とする楯と規定し、「政治」への着想はあるが、それが十分に展開されていないとのべている。第三の服部英太郎氏は、大河内理論を「経済機構の把握・生産的視点」であるとして、それに対して「社会Ⅱ経済機構の把握・階級的視点」を提出され、全機構的把握が必要であるとされる。そして第四に岸本英太郎氏をあげる。著者は、前三者はより政治的であり、岸本氏によってふたたびそれは経済にもどされたとしている。岸本氏は社会政策における経済を資本制的蓄積の一般法則Ⅱ窮乏化法則としてとらえているが、この点、著者も同意見である。大河内理論は総じて資本主義経済を労働過程としてとらえたがために、その社会政策論は資本主義社会への広がりをもつことなく、政策主体論にと

じ込められたとする。しかし、窮乏化とは価値増殖過程に対応する剰余価値生産の法則貫徹の姿なので

ある。ここにおいて、労働運動は社会政策の本質を構成するものではなく、不可欠の条件・契機をなすものである。社会政策は剰余価値生産を安泰・強化するという政治的機能をもっている。社会政策における政治とは、一方で資本主義国家の一般的な政治的性格とその国、その段階での特殊な政治的性格であり、他方では労働運動、階級斗争、それに階級関係の総体であり、そしてこれらに立って国家がその政治的判断を、とりわけ労働問題に向けて下だした場合のものである。最後に著者はいう。社会政策の本質は政治的なものであり、その内容は経済的なものである。その内容には労働者状態の改善が盛り込まれている。

第二章では、まず一九三五年のアメリカの社会保障法の成立の事情にふれ、それは当時のアメリカの、そして世界資本主義諸国の主要な社会問題、社会不安が失業問題であったことを反映している。そして、社会保障の直接の背景が失業問題だということとは、資本主義の全般的危機が経済・社会問題において顕在化し、この危機を代表する一つとしての構成的失業が背景になっていることを示しているとのべ、社会保障は資本主義の全般的危機の産物であると規定している。

社会保障にもられた政策主体の政治的意図は、社会政策にみられる改良主義一般にとどまらず、とりわけ「修正資本主義」「組織された資本主義」「人民資本主義」といったイデオロギーとの双生児としての性格をもっている。つまり、そのときどきの欠陥部分を改良していくといったことではなく、資本

主義社会の全面にわたって強力な延命策をとろう、またとらなくてはならないという意図であったとみられる。

このようにして社会保障を成立させる具体的根拠は、独占段階での事故範囲の成立である。この段階では異常な事故の常態化が進み、しかもこれが単に労働者階級に限らず、中間的な小所有者階級の間に生活基盤の不安定化が進まざるを得ない。同時にこの事故を自分で保障する力も失っていくからである。そして、社会保障は、資本主義社会の「国民」の間でおこるさまざまな「事故」を社会的な事故としてとらえる。したがって、社会保障の対象者はこの保障を「権利」として与えられることになる。社会保障は国家責任による国民への権利保障なので、それはさまざまな経緯で国民の各部分への保障として成立して来た制度を一本に「体系化」するものであり、また救済形態については伝統的な社会事業と社会政策とを「統合」するものである。さらに国民経済とのかかわりでは社会保障財源の調達方法を通じて「再分配」効果を実現しようとするのと、社会保障の理念には、拠出能力のいかんをとわず、保険技術を適用して何としかしてナショナル・ミニマムをば確保しようという志向が盛られており、自由放任の生活原理の残影は姿をとめなくなるとみてよいと極言する。

第三章はまず政策と対象の対応を、「貧民」⇔救済制度、「労働者」⇔社会政策、「国民」⇔社会保障と整理している。社会保障の対象である「国民」は独占段階に成立するものであるが、その中心は労働者階

級である、労働者階級の斗いにリードされて、ナショナル・ミニマムと事故の範疇化に対応し、その保障を権利として確立して来た。ただし日本では「貧民」と区別されて「労働者」が析出されなかったので、本来の意味でのナショナル・ミニマムは形成されていないとしている。

つぎに資本主義社会における社会保障の限界についてふれている。社会保障の限界は何よりも資本主義の経済法則はいかんともしがたいという意味での限界であって、事故保障の程度は労働者階級を先頭にした国民諸階級の、独立の国家に向けての斗いの函数としての面をもっている。社会保障でも最低生活の保障といった限界を云々しない方がいいのであり実践的にもその方が正しい。そのうえ、このような限界をとり上げるとは、社会保障に比例部分を持ち込むことを合法化する準備にも通じるという。この考え方は社会保障論の多くが社会保障の機能と限界について論じているのに対し本書の特徴である。

社会保険と救済制度の統合については、政策主体にとつては両者の統合するような契機は見当たらないとして、何よりも統合化に近づくためには、原理や方法がひどいものになるというのではなく、同一の原理が形成されることを通してであり、具体的には救済制度に権利がもう一步進んで確立するのではなくてはならない。また、救済制度における権利と、社会保険におけるブルジョア民主主義的権利との二つの権利が労働者階級においては生存権として一つのものに自覚され、このことが社会保障のなか

で両者を統合する起動力であると考えなくてはならないとのべている。

最後の章では社会保障斗争の意義についてふれている。すなわち、社会保障は、これが経済斗争であるかぎり、それは改良のためのものである。だからといって社会保障斗争が革命斗争と対立するもの、またはそれと無縁なものということにはならない。階級斗争の発展のなかで、階級的な権利が発展し、これによって救済制度の変革や、社会保険といった譲歩が国民的に押し広げられるといった「政治」の発展と条件整備が不可欠のものになっている。このように労働者階級が、かりに純粹に経済的な斗争としておこなおうともきわめて政治的な展開がなされる。社会保障斗争によって経済的改善を獲得すると同時に、大衆を教育し意識を高め組織化するのである。社会保障の原理は完全に実現することはない。この原理のための斗いは、社会保障から政策主体の政治的なねらいをできるかぎり排除する斗いでもある。今や社会保障は労働者と勤労諸階級の専有物になるうとしている。こうした政治的变化のもとでは、社会保障というものの本質にもかかわらず、革命的な意味さえ生まれはじめているといってもよいのではないだろうかとのべている。

以上本書の内容を大まかに紹介したのであるが、つぎにいくつかの論点にふれておこう。

(1) 著者は社会保障を権利としてとらえるとし、また社会保障は国家責任による国民への権利保障であるとしている。そしてこの「権利」ということは、一般にも社会保障を論じるときに実に多くつ

かわれている。しかし、「権利」はこれを用いて運動を進めるには説得力のある概念であるとはいえず、「権利」ですべてが解かれる傾向があり、かえって社会保障をわかないものにしていくともいえる。要求する側の権利と国家の保障する権利との間にへだたりがあり、国民は健康で文化的な生活が保障される権利があるとしても現実には無権利な状態が多く存在している。このような権利の背後にあって現実の生活を規定している経済の構造を明確にしなければならぬ。その認識の上にはじめて運動も一つの力となりうるとおもう。

(2) 著者は救貧制度と社会保険の統合について、政策主体はそれを統合化しない方向へもっていかうとするが、労働者、勤労諸階層の生存権の要求を起動力として統合化されるとのべている。しかしこの事情は各国によってまちまちであり、「権利」の面からでは解明できないのではなからうか。著者が社会保障の実践的問題意識をもたれているのであるから、一そう労働市場論を用いての現実認識をされるべきであろう。日本でも社会保障があるといわれ、また社会保障は社会保険と公的扶助の統合であるとされている。しかし日本ではいまだ農業等自営業部分がいギリスなどに比べて多く、ナショナル・ミニマムは形成されているとはいえない。したがって社会保険と公的扶助の水準はそれぞれバラバラであり、別々の要因によって動き、両者は統合されていない。

(3) 著者ははしがきで、『社会問題を研究してきた私は、社会問題を「実証的」に明らかにすること

が、その意図のいかんにかかわらず、客観的にはきわめて有害な役割を果たすことをみてきた』とのべているが、いまいくつかあげた論点は、著者のこのような「実証」に対する考え方から生じる点であるとおもう。「実証」をとおして、価値観が展開されるところに科学があるのではないだろうか。

(4) 政治的観点に立った経済的改良斗争は革命につながるとしているが、その筋道がつかめない。

このようにいくつかの論点があるとはいえず、本書は、資本主義社会の生産関係そのままで福祉国家は実現するといういわゆる「福祉国家論」に対して真の社会保障とは社会保障斗争によって、資本の譲歩として成立するのだという点を明らかにしている。そのことによってわれわれに社会保障と改良主義について、また、矛盾に満ちた社会保障を研究する意義を考えるのの一つの手がかりを与えてくれる。

さらに労働組合運動の中で社会保障斗争が根づいていないわが国の現状をみると、社会保障斗争の意義を再認識させられる。

真田 是著「社会保障—その政治と経済—」二三頁、汐文社発行